

鳥取市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月26日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市規則第63号

鳥取市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成7年鳥取市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項の表第10号中「生理に有害な勤務に従事する女性職員及び生理日において」を「女性職員が、生理に伴う身体的又は精神的影響により」に、「女性職員の生理日」を「場合」に改める。

第15条第9項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第15条の2第2項を次のように改める。

2 育児休業法第19条第1項の規定による同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、1日につき2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間の範囲内とする。

第28条を第29条とし、第25条から第27条までを1条ずつ繰り下げ、第24条の次に次の1条を加える。

（条例第17条の2第2項の規則で定める期間）

第25条 条例第17条の2第2項の規則で定める期間は、同項に規定する対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間とする。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。